

## 2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

### (1) 非住宅

作成：令和5年3月16日

床面積 (㎡)	手数料額		
	適合証(※)等あり	適合証等なし	
		モデル建物法	標準入力法
～300 未満	10,000円	92,000円	241,000円
300～1,000 未満	17,000円	117,000円	302,000円
1,000～2,000 未満	28,000円	155,000円	390,000円
2,000～5,000 未満	85,000円	250,000円	557,000円
5,000～10,000 未満	135,000円	327,000円	686,000円
10,000～25,000 未満	170,000円	393,000円	810,000円
25,000～	213,000円	461,000円	925,000円

### (2) 住宅【一戸建】

床面積 (㎡)	手数料額		
	適合証(※)等あり	適合証等なし	
		標準計算	誘導仕様基準
～200 未満	5,000円	36,000円	18,000円
200～	5,000円	40,000円	20,000円

### (3) 住宅【一戸建ての住宅以外】

床面積 (㎡)	手数料額		
	適合証(※)等あり	適合証等なし	
		標準計算	誘導仕様基準
～300 未満	10,000円	73,000円	35,000円
300～2,000 未満	21,000円	122,000円	60,000円
2,000～5,000 未満	48,000円	208,000円	109,000円
5,000～	85,000円	298,000円	165,000円

#### 手数料の考え方

#### ア 1棟の建築物全体に係る申請及び複合建築物の住宅部分若しくは非住宅部分に係る申請の考え方の考え方

当該計画に係る部分の床面積に応じた手数料額となります。

#### イ 複合建築物の手数料の考え方（1棟の建築物全体に係る申請の場合）

複合建築物の申請の手数料は、住宅部分の床面積に応じた手数料の額と、非住宅部分の床面積に応じた手数料の額を合計した金額となります。

#### ウ 複数建築物の手数料の考え方

複数建築物の計画の認定の手数料は、当該計画に係る一の建築物ごとに、上表の手数料額を、当該計画に係る全ての建築物（申請建築物及びその他の建築物）について合算した額となります。

#### エ 共同住宅における共用部分を計算しない評価方法の手数料の考え方

共同住宅における一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法により共同住宅の省エネ性能を算出した場合は、住宅部分の床面積うち共用部分を除いた床面積に応じた手数料額となります。

#### オ 変更認定申請及び軽微変更該当証明証の手数料の考え方

上表に該当する手数料額の 2分の1 となります。

#### ※【適合証等】

建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（上表(2)及び(3)に掲げる場合にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関を含む。）が発行する建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面になります。

### 3 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料

#### (1) 非住宅

作成：令和3年4月1日

床面積 (㎡)	手数料額		
	適合証(※)等あり	適合証等なし	
		モデル建物法	標準入力法
～300 未満	10,000円	92,000円	241,000円
300～1,000 未満	17,000円	117,000円	302,000円
1,000～2,000 未満	28,000円	155,000円	390,000円
2,000～5,000 未満	85,000円	250,000円	557,000円
5,000～10,000 未満	135,000円	327,000円	686,000円
10,000～25,000 未満	170,000円	393,000円	810,000円
25,000～	213,000円	461,000円	925,000円

#### (2) 住宅【一戸建】

床面積 (㎡)	手数料額			
	適合証(※)等あり	適合証等なし		
		仕様基準	モデル住宅法	標準計算
～200 未満	5,000円	18,000円	18,000円	36,000円
200～	5,000円	20,000円	20,000円	40,000円

#### (3) 住宅【一戸建ての住宅以外】

床面積 (㎡)	手数料額			
	適合証(※)等あり	適合証等なし		
		仕様基準	フロア入力法	標準計算
～300 未満	10,000円	35,000円	35,000円	73,000円
300～2,000 未満	21,000円	60,000円	60,000円	122,000円
2,000～5,000 未満	48,000円	109,000円	109,000円	208,000円
5,000～	85,000円	165,000円	165,000円	298,000円

#### 手数料の考え方

##### ア 複合建築物の手数料の考え方

複合建築物の申請の手数料は、住宅部分の床面積に応じた手数料の額と、非住宅部分の床面積に応じた手数料の額を合計した金額となります。

##### イ 共同住宅における共用部分を計算しない評価方法の手数料の考え方

共同住宅における一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法により共同住宅の省エネ性能を算出した場合は、住宅部分の床面積うち共用部分を除いた床面積に応じた手数料額となります。

##### ウ 変更認定申請及び軽微変更該当証明証の手数料の考え方

上表に該当する手数料額の 2分の1 となります。

#### ※【適合証等】

建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(上表(2)及び(3)に掲げる場合に係る場合にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関を含む。)が発行する建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面になります。